

令和 6 年度以降の「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」について（案）

1. 経緯

- (1) 「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」は、法曹養成制度改革推進会議決定（平成 27 年 6 月 30 日。以下「推進会議決定」という。）に基づき、自主的な組織見直しの促進及び先導的な取組の支援を目的として実施されている。
- (2) 本プログラムは、法科大学院の現状等を踏まえつつ、不断の見直しを行ってきたところであるが、特に平成 30 年 2 月には、毎年個別の取組の提案を受け、その内容を評価する方式から、5 年間の中期的な改革・取組の提案を受けて、その進捗状況を毎年確認・評価する方式に変更するなど、法科大学院教育の充実・改善が図られるようプログラムの見直しを行った。

これにより、各法科大学院においては、5 年間（令和元年度から 5 年度）の機能強化構想とそれを実現するための具体的な取組を検証可能な目標（KPI）とともにパッケージとして計画し、これまで、KPI の達成に向けた改革を実行している。
- (3) その結果、各法科大学院は、中長期的な在り方を考え、その実現に向け絶えず自己改善するための PDCA サイクルを確立し、教育の質を向上させる多様な取組を展開しつつある。
- (4) 令和 5 年度に現行プログラムが最終年度を迎えるにあたり、令和 6 年度から始まる次期プログラムについて、その方向性の検討が必要となる。

2. 次期プログラムの方向性

- ・ 令和 4 年司法試験の結果を踏まえた法科大学院全体の司法試験の累積合格率は 70 % を超えるなど、各法科大学院の機能強化に向けた取組は着実に進んでいる。
- ・ 一方で、法学未修者に対する教育の充実、法科大学院間の協働・連携、有職社会人の受入れ、地域の自治体や産業界等との連携など、プロセスとしての法曹養成の実現に寄与する法科大学院ならではの教育の更なる充実を図る必要があり、次期プログラムにおいては、これらに係る各法科大学院の機能強化を積極的に評価することが必要である。

- また、そうした取組の中には、司法試験合格率などの定量的に評価できるものだけでなく、プロセスとしての法曹養成の実現に寄与する取組であっても定量的に評価しにくい取組もあることから、こうした取組についても後押しする仕組みを導入する。

次期プログラムの実施にあたっては、現行プログラムの導入経緯等も踏まえ、各法科大学院の取組を安定的・継続的に実施する仕組みとするとともに、評価担当教員の教育研究等に影響がでることがないように、教職員の作業負担にも十分留意する。

3. 配分率等の算定

配分率の算定については、現行の算定方法は、基本的に維持し、下記「(1) 配分率」に示す基礎額算定率と加算率を合算したものとしますが、(2) その他の評価として、KPI では評価することのできない法科大学院の取組についても、その取組の更なる充実等を促す観点から評価することとする。

(1) 配分率

【基礎額算定率】

基礎額の指標については、法科大学院の特性（夜間開講や地域属性など）にも配慮しつつ、引き続き、現在の教育力を評価するための客観的な指標として、司法試験合格率や入学者の状況等を評価する。

なお、具体の指標・計算方法については、政府目標の進捗や制度改正などを踏まえて必要に応じて修正を行う（例えば、司法試験合格率に係る指標の水準や、特別選抜の導入に伴う競争倍率に係る指標の調整など）。

(参考) 現行加算プログラムの指標

- ①司法試験の合格率（直近5年間の累積合格率 70%以上／全国平均以上等）
- ②法学未修者の司法試験合格率（直近5年間の累積合格率 50%以上／全国平均以上等）
- ③修了直後の司法試験合格率（修了1年目の合格率）
- ④入学者選抜の競争倍率（2.0以上、1.75以上、1.5以上、1.5未満）
- ⑤入学者数（3年連続10名未満）
- ⑥夜間開講（社会人10名以上などの一定の要件あり）
- ⑦地域配置又は夜間開講の有無

【加算率】

- ・ 引き続き、中期的な取組と KPI をパッケージとした計画及び進捗状況を評価する仕組みとする。
- ・ 各法科大学院が目標を設定するにあたっては、引き続き、各法科大学院の機能強化を促進するとともに、中央教育審議会法科大学院等特別委員会（第 11 期）での議論を踏まえ、プロセスとしての法曹養成の実現に寄与する法科大学院ならではの取組に係る目標設定を促すこととする。（例：未修者教育の充実、社会人学生に対する支援、学部や他の法科大学院との連携、地域との連携など）
- ・ なお、指標の設定に当たっては、単年度ではなく複数年度の平均値を設定することも可能とする。

（参考）現行加算プログラムでは、「法科大学院等の抜本的な教育の改善・充実に向けた基本的な方向性」（中教審法科大学院特別委員会 令和 3 0 年 3 月 1 3 日）を踏まえ、以下の項目を設定。

- ・ 学部との連携、未修者教育（特別加算枠を含む）（重要度 40% - 70%）
- ・ 法科大学院等の抜本的な教育の改善・充実に資する連携・連合の取組（重要度 0% - 30%）
- ・ その他大学独自の取組（重要度 0% - 30%）

（2）その他の評価

プロセスとしての法曹養成の実現に寄与する取組であっても、定量的な指標では評価しにくいものもあるが、こうした取組についても充実等を促すことは重要と考えられることから、中期計画に記載させることとし、配分率の算定のための評価とは別に、審査委員の講評・コメント等を添えるなどして、その取組を積極的に後押しできるようにする。

【参考：法科大学院ヒアリングにおける主な意見】

次期プログラムを検討するにあたり、複数の法科大学院に本プログラムの活用状況、要望等について、ヒアリングしたところ、以下のようなコメントがあった。次期プログラムの検討にあたっては、これらの意見も参考に、さらに詳細を検討することとする。

【総論】

- ・ 法科大学院は財政的に黒字とは言えない中で、頑張れば補助金の増額をしてもらえるのはありがたい。
- ・ 本事業により、他大学との連携やキャリアアドバイザーの拡充などの取組を充実させることができた。
- ・ 他大学の取組事例を参考にすることができ、学生の履修状況を確認する制度を新たに導入するきっかけとなった。
- ・ 本法科大学院の特色ある取組が評価されると、学内でもその必要性がアピールできる。

【評価方法】

- ・ 司法試験合格率も重要であるが、プロセスを重視した教育という法科大学院制度を踏まえた評価をすべきではないか。
- ・ 法科大学院で学ぶ意味や付加価値など、法科大学院が目指すところを踏まえた評価が必要ではないか。
- ・ KPI だけではなく、独自の取組も評価するなど総合的な評価にしてもらいたい。
- ・ 定量的な指標を設定できる取組だけではなく、定性的な指標しか設定できない取組も評価してもらいたい。
- ・ 次期プログラムで評価方法を大幅に変えるとゼロベースで議論しなければならないので、大幅な変更はしないほしい。

【指標（KPI）】

- ・ 指標については、単年度比較とすると、基準とした年度が外れ値である場合や小規模校の場合、数字の振れ幅が大きくなることもあるので、例えば、過去3年の平均値とするなど、工夫してもらいたい。
- ・ 指標の設定が数値のみとなっているが、意味のある取組で指標にしづらいものもある。

【作業負担】

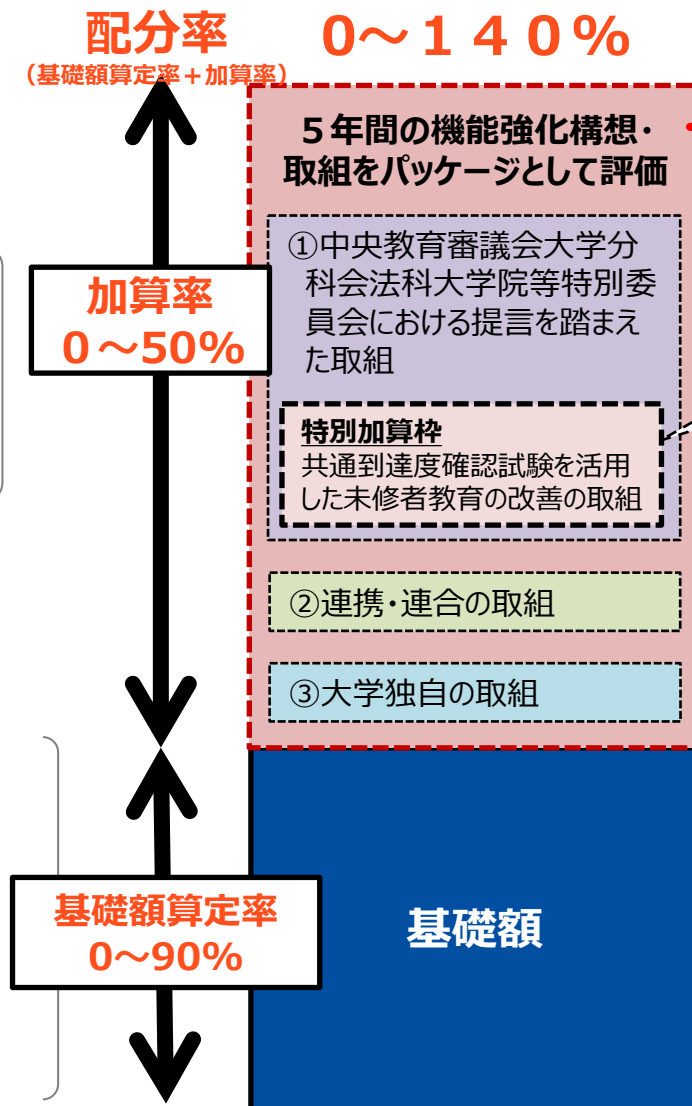
- ・ 以前は、本事業のヒアリングが毎年あり、対応が大変であったが、5年間のKPIの評価になり負担は随分と減った。
- ・ KPI の設定するのは大変であるが、設定してからは、実績を確認するだけなので対応はしやすい。
- ・ 調書を作成する負担はあるが、以前よりは減った。

法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム配分率算出イメージ【現行】

司法試験合格率や入学者数等の指標に基づき法科大学院を3類型に分類し、基礎額算定率を設定するとともに、各法科大学院から提案された5年間の機能強化構想とそれを実現するための取組を評価し、加算率を設定。**基礎額算定率と加算率を合わせたものを配分率**とする。

「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム審査委員会」において、各法科大学院の取組を評価の上、加算率を算出

第1類型：90%
第2類型：60%～80%
第3類型：0%
以下の客観的指標に基づき類型分けし、類型に応じ配分
・司法試験合格率
・入学者数
・競争倍率 等



◎各法科大学院の教育理念や強み等に応じ、**5年間の中期的な機能強化構想・取組・検証可能な目標値 (KPI)の進捗状況をパッケージとして評価し、0%～50%の範囲で加算率を決定**

◎特別加算枠
共通到達度確認試験結果を活用し、未修者教育の改善と質の保証を促進する大学の取組を支援

（評価対象となる取組）

- ①「法科大学院等の抜本的な教育の改善・充実に向けた基本的な方向性」の柱である**法科大学院と法学部等との連携強化**の取組、**法学未修者教育の質の改善**の取組等
- ②法科大学院等の抜本的な教育の改善・充実に資する**法科大学院間の連携・連合**の取組
- ③その他の大学独自の取組

（評価方法）

各取組やKPIの進捗状況及び実績が計画どおりとなっているかをS・A・B・Cの4段階で評価。各取組の重要度を加味して合計した点数により、**S+・S・A+・A・B・Cの6段階で総合評価を実施**。